

IX. 居住誘導施策

1. 居住誘導に関する基本的な考え方

居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等の支援策等により居住誘導を図っていきます。居住環境の向上に関しては、居住者の利便の用に供する施設の整備・誘導、公共交通の確保を図るために交通結節機能の強化・向上を図っていくことを基本とするとともに、公共交通網のサービスレベルを確保していくことが重要となります。

2. 居住誘導施策

施策1：快適なまちなか居住環境整備

鉄道で分断されている南北市街地の一体化、活性化をめざし、連続立体交差事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により新たなまちづくりを行います。これらの都市基盤整備により都市機能誘導施設の立地誘導を図るとともに、まちなかの良好な住環境を整備します。

【主要な都市基盤整備事業および居住環境整備事業】

- | | |
|----------------------|---------|
| ○知立駅付近連続立体交差事業 | (施 行 中) |
| ○知立駅周辺土地区画整理事業 | (施 行 中) |
| ○知立駅南土地区画整理事業 | (計 画 中) |
| ○知立蔵福寺土地区画整理事業 | (計 画 中) |
| ○（仮称）知立鳥居土地区画整理事業 | (計 画 中) |
| ○（仮称）知立西新地地区市街地再開発事業 | (計 画 中) |



施策 2：良好な住環境の形成および居住促進

知立駅周辺以外でも今後整備が必要な都市計画道路があります。これら未整備な都市計画道路の整備により沿道付近での宅地供給や新たな都市機能施設の立地を図るとともに、土地区画整理事業等の都市基盤整備により良好な住環境の形成を進めます。民間を含めた保育所や児童館等の子育て支援機能の誘導・充実や各小学校の隣接地への児童クラブ移転設置の検討等、子どもが住みやすい環境づくりにより、流出の多い子育て世代の居住促進を図ります。

また、宅地不足の解消のために、空家に関する情報収集を行い、空家の解消や宅地の市場への流通促進に努めます。

さらに、これまでに整備してきた老朽化が進む都市計画道路や都市計画公園等の都市施設について、計画的に改修を図ります。

施策 3：公共交通施策と連携した居住環境の向上

公共交通の利便性を高めることは車を利用できない家族（高齢者、学生、子ども、障がい者）を有する世帯の居住地の選定に対して効果があります。地域公共交通網形成計画等の公共交通に関する施策により、利便性の高い居住環境を維持・充実するために、中心拠点や拠点施設などへ移動しやすい公共交通の維持・改善を行います。



これにより自動車依存を下げることで、高齢者や子どもなどの交通弱者が暮らしやすく、環境にもやさしく、安全な居住環境の向上を図ります。

また、鉄道駅周辺では、駅までの徒歩や自転車での安全なアクセスルートや駐輪場を確保するとともに、知立駅前広場の整備を行い、知立駅の交通結節点機能の強化を図ります。